

通達甲（副監．総．企．庶）第26号  
平成17年12月12日  
存 続 期 間

部 長 、 参 事 官  
各 所 属 長 殿

副 総 監

警視庁会議運営要綱の制定について

〔沿革〕平成17年12月通達甲（副監．総．企．組）第27号、同（副監．警．人1．庶）第29号  
19年 9月同（副監．総．企．庶）第18号  
24年12月同第24号  
26年 1月同（副監．総．企．組）第2号  
27年 3月同第6号  
29年 3月同第6号  
30年 1月同（副監．総．企．庶）第1号、12月同第20号  
31年 3月同（副監．総．企．組）第7号  
令和 2年 2月同第1号、同（副監．総．企．庶）第3号改正

このたび、別添のとおり、警視庁会議運営要綱を制定し、平成18年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、警視庁会議運営要綱の全部改正について（平成15年4月11日通達甲（副監．総．企．庶）第18号）は、廃止する。

警 視 庁 会 議 運 営 要 綱

目 的	この要綱は、警視庁における会議の運営について必要な事項を定め、その効率的な運用を図ることを目的とする。					
項目 会議 の種別	主 催 者	開 催 日	構 成 員 等	審 議 及 び 検 討 事 項	付 議 手 続 等	会 議 の 庶 務
部長会議	警視総監	毎週木曜日	副総監 各部長 警察学校長  ※ 毎月第1木曜日は、 拡大会議とし、各参 事官出席とする。	1 警察運営の基本 方針、重要施策等 に関する事項 2 警視総監が付議 した事項 3 その他必要と認 められる事項	付議する議案 は、会議前日ま でに資料等を添 えて企画課長(庶 務係)に送付す ること。	企 画 課 (庶務係)
警察署長 会議	同 上	年 3 回 適 宜 の 日	副総監 各部長 警察学校長 各参事官 各部付 各方面本部長 犯罪抑止対策本部副部長 人身安全関連事案総合 対策本部副本部長 サイバーセキュリティ 対策本部副本部長 オリンピック・パラリ ンピック総合対策本部 副本部長 各所属長等 各部代表課企画担当 課長代理 第一方面本部総務担当 管理官 犯罪抑止対策本部管理官 人身安全関連事案総合 対策本部管理官 サイバーセキュリティ 対策本部管理官 オリンピック・パラリ ンピック総合対策本部 管理官	1 警察署運営の方 針、施策等に関す る事項 2 その他必要と認 められる事項	警視総監訓示 資料は、指定日 までに総務部長 (企画課調整係) に送付すること。	同 上
方面本部長 会議	警視総監	偶 数 月 ( 8 月 を 除く。) の 第 2 火 曜 日	議題を主管する部長 各方面本部長	1 監察及び警察署 の運営に関する特 定の重要事項 2 その他必要と認 められる事項		第 一 方 面 本 部 (庶務担当)
	副 総 監	奇 数 月 ( 1 月 を 除く。) の 第 2 火 曜 日				

方面本部長 ・代表課長 会 議	総務部長	毎週火曜日	各方面本部長 各部代表課長 広報課長 警察学校庶務部長 犯罪抑止対策本部副部長 人身安全関連事案総合 対策本部副部長 サイバーセキュリティ 対策本部副部長 オリンピック・パラリ ンピック総合対策本部 副部長	1 本部各部及び警 察署の運営に關す る重要事項 2 本部各部及び方 面本部相互間の連 絡事項 3 その他必要と認 められる事項	付議する議案 は、前週の金曜 日までに資料等 を添えて企画課 長（庶務係）に 送付すること。	企 画 課 （庶務係）
副署長・ 次長会議	総務部長 警務部長	年 1 回 適宜の日	総務部及び警務部の各 所属長等 各署副署長及び次長 本部各所属庶務担当課 長代理又は同相当職 犯罪抑止対策本部管理官 人身安全関連事案総合 対策本部管理官 サイバーセキュリティ 対策本部管理官 オリンピック・パラリ ンピック総合対策本部 管理官	1 警察署の運営管 理に関する細部事 項 2 その他必要と認 められる事項	指示事項の件 名及び所要時間 は、指定日まで に企画課長（庶 務係）又は人事 第一課長（庶務 係）に連絡する こと。	企 画 課 （庶務係） 人事第一課 （庶務係）
部内所属長 会 議	部 長	適宜の日	部に置かれる参事官 部内所属長等	1 部の運営及び施 策に関する事項 2 部内の所属間の 連絡調整に関する 事項 3 その他必要と認 められる事項		代 表 課 （庶務係）
方面区内 警察署長会議	方面本部長	毎月 1 回 適宜の日 （警察署長 会議開催月 及び8月を 除く。）	警視總監、副總監、 各部長及び警察学校長 （輪番） 方面区内警察署長 方面本部副部長 必要により、方面区内 の執行隊長	1 方面本部長が指 示及び伝達を必要 と認める事項 2 方面区内の警察 署間の連絡調整に 関する事項		方面本部 （庶務担当）
庶務担当 課長代理 会 議	企画課長	毎月第2、 第4金曜日	警務部政策企画官 各部代表課庶務担当課 長代理 企画課企画担当課長代理 警察学校庶務担当管理官 第一方面本部総務担当 管理官 犯罪抑止対策本部管理官 人身安全関連事案総合 対策本部管理官 サイバーセキュリティ 対策本部管理官 オリンピック・パラリ ンピック総合対策本部 管理官	1 方面本部長・代 表課長会議に付議 する事項で事前検 討が必要と認めら れる事項 2 各部の行事計画 に関する事項 3 各部に関する庶 務的事項 4 その他必要と認 められる事項	付議する議案 は、会議前日ま でに資料等を添 えて企画課長（庶 務係）に送付す ること。	企 画 課 （庶務係）

備 考

- 1 各種会議開催日は、行事、事象等により変更又は中止することができる。
- 2 各種会議は、必要により臨時会を開催することができる。
- 3 各種会議には、必要により東京都警察情報通信部長等、関係者の出席を求め、また、その関係者から意見を聴くことができる。
- 4 各種会議には、必要により陪席員（書記）を置くことができる。
- 5 代表課とは、部の庶務を担当する課をいう。
- 6 オリンピック・パラリンピック総合対策本部副本部長とは、オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部副本部長をいい、オリンピック・パラリンピック総合対策本部管理官とは、オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部管理官をいう。